

令和 5 (2023) 年度国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)

補正予算 (第 5 号) (案) 説明資料

【 歳 出 】

2 款 保険給付費

保険給付費 22,750 千円の増額は、高額療養費、葬祭費の今年度の決算見込を推計した結果、不足が見込まれることから増額措置するものです。

5 款 基金積立金

基金積立金 104,293 千円の増額は、歳入歳出の均衡を図るため、余剰金を基金へ積み立てるため増額措置するものです。

【 歳 入 】

4 款 県支出金

県支出金 22,000 千円の増額は、歳出 2 款で説明した高額療養費の財源として、県から全額交付される保険給付費等交付金を増額措置するものです。

6 款 繰入金

- ① 「1 保険基盤安定繰入金」 28,141 千円の増額は、今年度の繰入額が確定したことに伴い、予算額を上回る分を増額措置するものです。
- ② 「7 未就学児均等割保険税繰入金」 69 千円の増額は、今年度の繰入額が確定したことに伴い、予算額を上回る分を増額措置するものです。

7 款 繰越金

繰越金 76,833 千円の増額は、歳出 2 款保険給付費で説明した葬祭費を繰越金から支出すること、残りは予算化されていなかった前年度繰越金を全額予算化するため増額措置するものです。

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第5号）（案）

歳入		(単位:千円)		
科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
一般被保険者分	1,175,395	0	1,175,395	
・医療給付費分	757,214		757,214	
・後期高齢者支援金分	323,315		323,315	
・介護納付金分	94,866		94,866	
退職被保険者等分	750		750	
・医療給付費分	450		450	
・後期高齢者支援金分	150		150	
・介護納付金分	150		150	
(計)	1,176,145	0	1,176,145	
2款 使用料及び手数料	1		1	
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
(計)	1		1	
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,308,262	22,000	6,330,262	
保険給付費等交付金(特別交付金)	207,259		207,259	
・保険者努力支援分	41,587		41,587	
・特別調整交付金分	110,917		110,917	
・県繰入金	23,629		23,629	
・特定健康診査等負担金	31,126		31,126	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,515,522	22,000	6,537,522	
5款 財産収入	2,456		2,456	
6款 繰入金				
一般会計(1～8の計)	863,776	28,210	891,986	
1保険基盤安定	373,930	28,141	402,071	
2職員給与費等	149,513		149,513	
3出産育児一時金等	8,458		8,458	
4財政安定化支援	129,990		129,990	
5その他	200,682	0	200,682	
(1)事業勘定分	0		0	
(2)直診勘定分	200,682		200,682	
6社会保障・税番号制度システム整備費繰入金	0		0	
7未就学児均等割保険税繰入金	1,126	69	1,195	
8産前産後保険税繰入金	77		77	
基金繰入金	0		0	
(計)	863,776	28,210	891,986	
7款 繰越金	37,938	76,833	114,771	
8款 諸収入				
延滞金加算金等	23,053		23,053	
雑入	27,965		27,965	
(計)	51,018	0	51,018	
合 計	8,646,857	127,043	8,773,900	

歳出		(単位:千円)		
科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	158,038		158,038	
2款 保険給付費				
一般被保険者分				
・療養給付費	5,416,737		5,416,737	
・療養費	23,012		23,012	
・高額療養費	856,022	22,000	878,022	
・高額介護合算療養費	399		399	
・移送費	10		10	
(小計)	6,296,180		6,318,180	
・出産育児一時金	12,500		12,500	
・出産育児一時金支払手数料	6		6	
・葬祭費	8,000	750	8,750	
・傷病手当金	875		875	
(小計)	21,381		22,131	
退職被保険者等分				
・療養給付費	90		90	
・療養費	40		40	
・高額療養費	230		230	
・高額介護合算療養費	1		1	
・移送費	1		1	
(小計)	362		362	
審査支払手数料	11,720		11,720	
(計)	6,329,643	22,750	6,352,393	
3款 国民健康保険事業費納付金				
・医療給付費分	1,154,251		1,154,251	
・後期高齢者支援金等分	463,681		463,681	
・介護納付金分	119,051		119,051	
(計)	1,736,983		1,736,983	
4款 保健事業費	122,167		122,167	
5款 基金積立金	22,456	104,293	126,749	
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	38,647		38,647	
直診勘定繰出金	228,019		228,019	
延滞金	904		904	
(計)	267,570		267,570	
7款 予備費	10,000		10,000	
合 計	8,646,857	127,043	8,773,900	

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金		
基金残額(R5.7.31現在)	1,444,701	
基金繰入金(歳入6款)	0	
基金積立金	0	
基金残額	1,444,701	

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第5号）（案）説明資料

【 歳 出 】

2款 医業費

医薬品衛生材料費 11,200 千円の減額は、各診療所の決算見込を精査したことにより減額措置するものです。

【 歳 入 】

1款 診療収入

診療収入 11,200 千円の減額は、各診療所の歳入見込を精査したことにより減額措置するものです。

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第5号）（案）

歳入

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 診療収入			
外来 国保診療報酬収入	22,500	△ 800	21,700
外来 社保診療報酬収入	7,200		7,200
外来 後期高齢診療報酬収入	85,400	△ 9,900	75,500
外来 その他の診療報酬収入	1,250		1,250
外来 一部負担金	19,060	△ 500	18,560
外来 介護報酬収入	500		500
その他診療報酬収入(諸検査)	3,606		3,606
(計)	139,516	△ 11,200	128,316
2款 使用料及び手数料			
施設使用料	3		3
文書料	211		211
手数料	4		4
(計)	218	0	218
3款 寄附金	4		4
4款 繰入金	228,019		228,019
5款 繰越金	4		4
6款 諸収入	5,702		5,702
合 計	373,463	△ 11,200	362,263

歳出

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費			
一般管理費	291,589		291,589
連合会負担金	94		94
研究研修費	1,241		1,241
(計)	292,924	0	292,924
2款 医業費			
医療用器材器具費	8,298		8,298
医療用消耗器材費	6,045		6,045
医薬品衛生材料費	65,196	△ 11,200	53,996
(計)	79,539	△ 11,200	68,339
3款 予備費	1,000		1,000
合 計	373,463	△ 11,200	362,263

国民健康保険料（税）における水準統一の方向性 及び税率の据置（案）について

国民健康保険のしくみは、平成30（2018）年度から県単位化となったことから県が財政運営の責任主体となりました。この度、新潟県から新年度における標準保険料率及び納付金の仮算定が令和5（2023）年12月4日に、また、本算定（速報値）が令和6（2024）年1月5日に示され、税率改正の検討を行いました。

一方、国民健康保険税（料）の将来的な完全統一に向け、新潟県においては納付金ベースの統一を令和7（2025）年度から段階的にすすめる方向で各市町村と協議を進めてきましたが、離島を抱えているなど医療費水準の格差が大きいことから全市町村の合意が得られませんでした。

今後、新潟県は可能な限り早い時期に合意が得られるよう協議を進める方針ですが、柏崎市は従来通り新潟県が示す保険料（税）水準統一について、合意することと考えています。

これらを勘案して、今後の柏崎市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の収支状況の見通しから、令和6（2024）年度の柏崎市における当該保険税率は現行税率のまま据え置きとします。

令和5（2023）年度現行税率

令和6（2024）年度税制改正大綱により後期高齢者支援金等課税額（以下「支援」という）に係る賦課限度額が見直されます（※1）。

（単位：所得割　％、ほか　円）

	医療	支援	介護
所得割	6.15	2.77	2.50
均等割	18,400	7,600	14,000
平等割	20,200	8,700	-
賦課限度額	650,000	220,000 → <u>240,000</u> (※1)	170,000

令和6（2024）年度国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険事業の適正かつ安定した運営の確保を図るために、法令に基づく適正な事業運営の実施及び保険財政の健全化を推進することを主眼として、次のとおり重点事項を定め、事業を実施する。

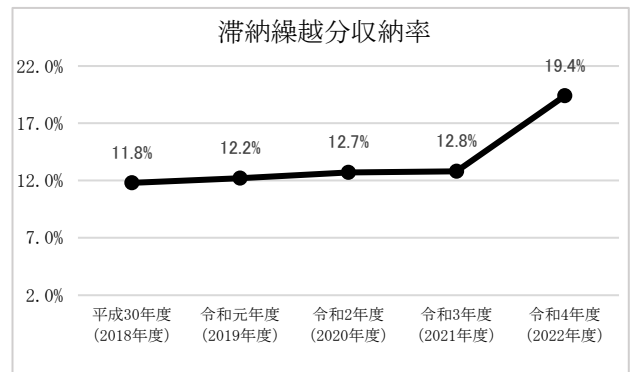
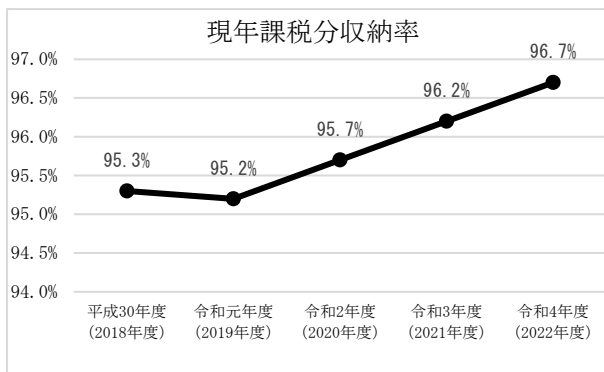
1 収納率向上対策の推進

国民健康保険加入者の国民健康保険税の負担公平を図る観点から、国民健康保険税の滞納世帯に対する実効的な対策を講じ、引き続き滞納世帯の解消に努める。

なお、実施に当たっては、個々の滞納者の生活実態等（滞納の状況、滞納の期間、収入の状況、世帯状況等）を的確に把握したうえで、きめ細かく対応する。

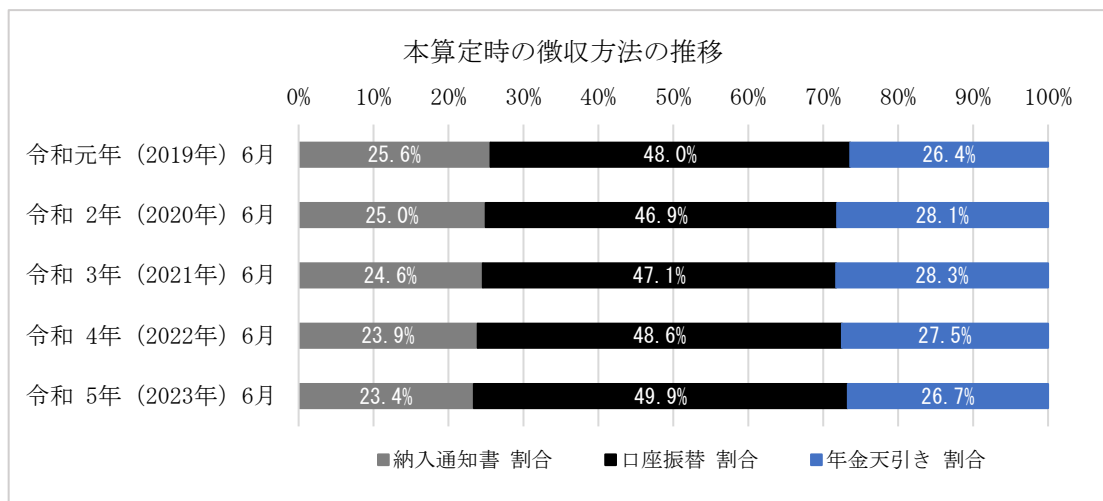
過去5年間の前年の収納率に対する平均伸び率は、現年課税分が0.4%、滞納繰越分は1.9%となっている。

令和6年度（2024年度）の収納率目標は、現年課税分については令和4年度（2022年度）の実績に収納率の平均伸び率（0.4%）から97.1%とし、滞納繰越分については令和4年度（2022年度）の実績に収納率の平均伸び率（1.9%）から21.3%とする。



(1) 口座振替による納付の推進

国保加入時や納税通知書の送付時等の機会を活用し、口座振替による納付の推進を行う。



(2) 納税相談の実施

国民健康保険税を滞納している世帯に対しては、納付状況等に応じて普通証のほか、資格証^{*}を交付する。

なお、納税相談の機会が持てるように一年を通して納税催告を行い、現年のうちに納税をしてもらい、滞納繰越させないようにする。

※国民健康保険に加入していることの証明証

(3) 滞納処分の強化

滞納者の財産調査を行い確認でき次第、厳正な滞納処分を行うことで、本人の納税意識を向上させ自主納付につながるように努める。

2 令和7年度（2025年度）の国民健康保険税の税率決定

令和7年度（2025年度）の国民健康保険税率は、県から示される令和7年度（2025年度）の標準保険料率を参考に、令和6年度（2024年度）の国民健康保険税率と比較した上で税率改正の要否を決定し、国民健康保険事業の安定かつ健全な事業運営の確保を目指す。

3 医療費の適正化に向けた取組

(1) 第3期データヘルス計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）の推進

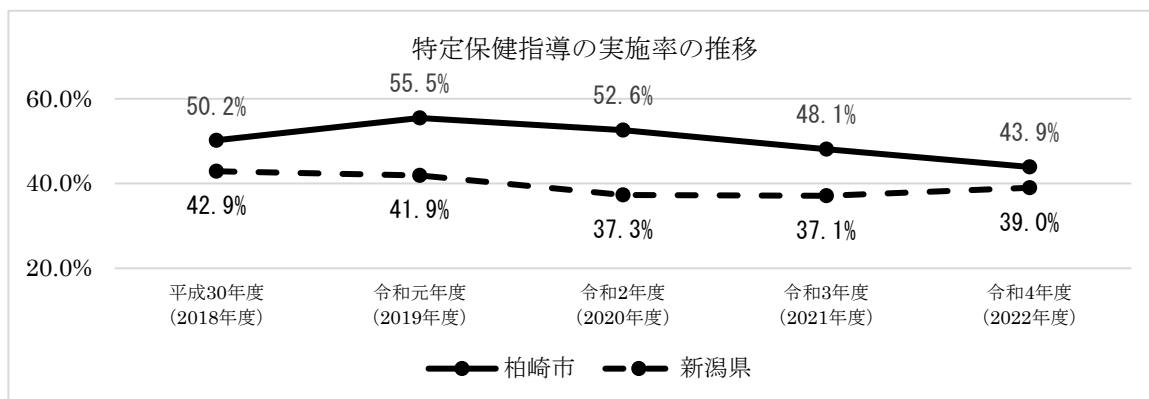
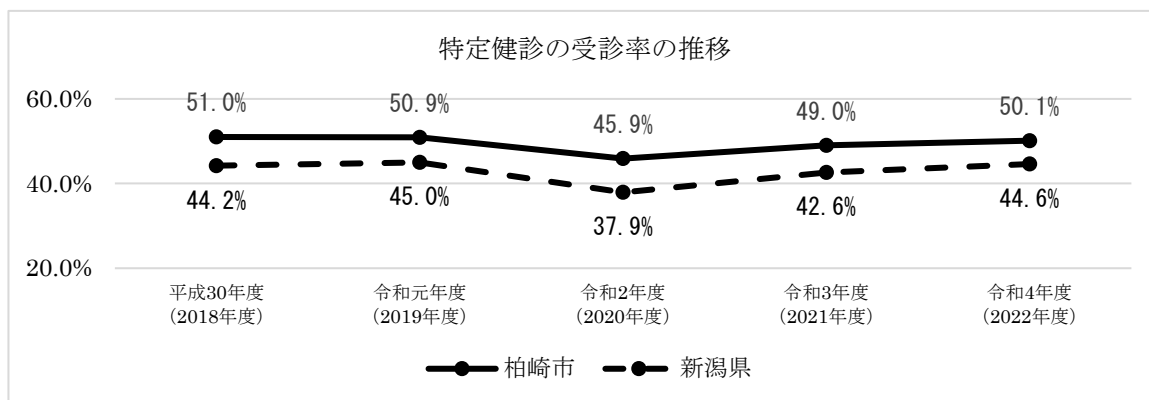
令和6（2024）年度を初年度とする第3期データヘルス計画を策定し、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を目指した保健事業を実施することで、医療費の適正化を推進します。

(2) 第4期特定健康診査等実施計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）に基づく受診率・特定保健指導実施率の向上

特定健康診査の受診率は51.7%以上、特定保健指導の実施率は46.6%以上を目標とする。

特定健康診査の受診率向上対策として、ハガキによる受診勧奨や、39歳・40歳・50歳の被保険者の自己負担金を無料とするなど、受診を促す対策を実施する。

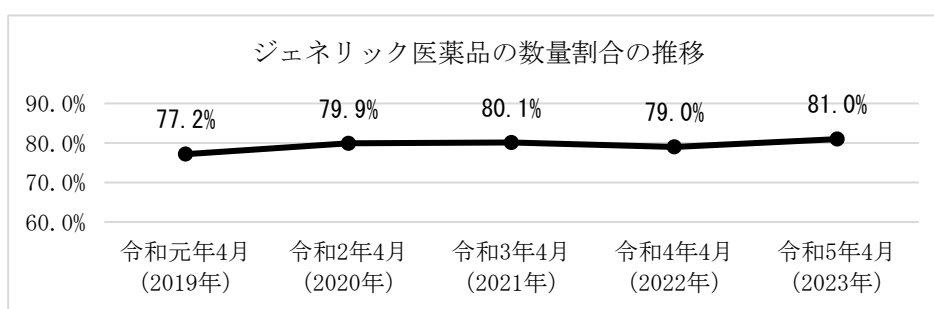
特定保健指導の実施率向上対策として、集団健診会場での特定保健指導に向けた面接の実施、案内チラシや電話での利用勧奨、第4期から導入されるアウトカム評価に対応した支援など実施率向上に向けた対策を実施する。



(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品に比べて安価かつ治療効果が同程度のものであることから、被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額を通知し、使用促進につなげることで、医療費上昇の抑制を図る。

また、『広報かしわざき』への保健事業の紹介記事の掲載や、国民健康保険加入時や保険証年次更新（8月）の際に、保険証に貼ることのできる「後発医薬品希望シール」を配布することで、使用促進を図る。



(4) 医療費通知の実施

医療費の削減や適正受診に対する意識を高めるために、被保険者自身の診療等に支払った医療費を被保険者へ通知する。

4 保険給付の適正化のための取組

(1) レセプト点検体制の充実

電子化されたレセプトについて、引き続き効率的な縦覧点検を実施することにより、更なる医療費適正化に努める。

(2) 第三者行為に係る事故等の発見と届出の周知

レセプトの縦覧点検と並行して第三者行為の疑いのある事故等の発見に努めるとともに発生した場合の被害届の提出など、『広報かしわざき』や市のホームページ、保険証年次更新（8月）の際に同封する『国保ガイド』で被保険者への周知を図り、適正な医療給付の執行に努める。

5 資格適用適正化の推進

(1) 国民健康保険加入者の資格確認

医療保険の重複加入・加入漏れを防ぐため、納税通知書送付時及び滞納世帯への「保険証・資格証」等送付時に「加入保険を確認するための書類」を同封し、必要な手続きを速やかに行うよう促す。

(2) 被用者保険加入の国保被保険者に対する資格適用適正化

健康保険（被用者保険）加入者のうちの国保の資格を保持したままとなっている者に対して、年金加入情報やオンライン資格確認の情報活用による国保資格の喪失勧奨を行う。

(3) 被保険者に対する情報提供・年金事務所との連携

事業所に勤務し、本来は健康保険（被用者保険）や厚生年金に加入すべきところ、国民健康保険や国民年金に加入したままとなっている被保険者がいることから、国の通知に基づき、国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を促進するために、被保険者に対する情報提供・確認票の送付をはじめとして、年金事務所と連携した資格確認事務を実施する。

6 国民健康保険制度の周知

(1) 納税通知書送付や保険証の年次更新時に、制度周知用の『国保ガイド』やリーフレットを同封する。また、窓口での国民健康保険加入時の説明とあわせ、周知用資料として交付する。

(2) 毎年掲載している『広報かしわざき』及び市のホームページを活用し周知する。

7 県単位化後の国保事業の円滑な執行

県単位化後の事務処理を引き続き適切に行うために県連携会議への参加や県・他市町村と緊密な連携を図るほか、当市の国保事業の実態を考慮した上で国保連合会の共同事業への参加を積極的に進め、国保事業の円滑な執行を推進する。

令和6(2024)年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

当初予算(案)説明資料

令和6(2024)年度の国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の総額は84億7,734万5千円となり、前年度に対して1億1,668万円減(1.4%減)となります。

各科目において減額傾向となりますが、これは令和4(2022)年度から団塊の世代が後期高齢者へ移行していること、政府が掲げる勤労者皆保険による短時間労働者の社会保険適用拡大による、被保険者数の減少が大きいと考えられます。

1 国民健康保険税(歳入)

国民健康保険税は現行税率を据え置いたうえで算定しました。また、被保険者数の減少や令和4(2022)年度の収納率(医療分・後期支援分96.8%、介護分94.8%)を参考に算定も行いました。

これらの結果、国民健康保険税の収入総額は、11億6,601万9千円となり前年度に対して1,020万3千円減(0.9%減)となりました。

2 保健給付費(歳出)

過去の給付費の伸び率や医療の高度化などを考慮し算定しました。結果、62億4,861万6千円となり前年度に対して8,102万7千円減(1.3%減)となりました。なお、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付は県から普通交付金として全額交付されます。

3 国民健康保険事業費納付金(歳出)

県へ納める国民健康保険事業納付金は、令和6(2024)年1月5日に県から示された「本算定数値」の結果を元に計上しました。結果、17億3,213万2千円となり前年度に対して485万円1千円減(0.3%減)となりました。

令和6年度（2024年度）国民健康保険事業特別会計（事業勘定）当初予算（案）

令和6（2024）年2月7日

歳入

（単位：千円）

科目	令和6年度 (2024年度) 当初予算額	令和5年度(2023年度) 当初予算額との比較			備考
		当初予算額	増減額	対比	
1款 国民健康保険税	1,166,019	1,176,222	△ 10,203	99.1%	
【一般被保険者分】	-	1,175,472	-	-	現年度分取納率 (医療96.8%・支援96.8%・介護94.8%)
・医療給付費分	745,814	757,265	△ 11,451	98.5%	現年度分 704,414 滞繰分 41,400
・後期高齢者支援金分	318,406	323,337	△ 4,931	98.5%	” 304,306 ” 14,100
・介護納付金分	101,799	94,870	6,929	107.3%	” 93,699 ” 8,100
【退職被保険者等分】	-	750	-	-	
【・医療給付費分】	-	450	-	-	令和5年度をもって退職者医療制度が廃止となり一般被保険者と退職被保険者の区別がなくなった。
【・後期高齢者支援金分】	-	150	-	-	【】カッコにおいて令和6年度以降は要求しない。
【・介護納付金分】	-	150	-	-	
2款 使用料及び手数料	1	1	0	100.0%	証明手数料（国保加入者証明書）
3款 国庫支出金	2,058	1	2,057	-	
災害臨時特例補助金	1	1	0	100.0%	東日本大震災等で被災した方の保険税や一部負担金の減免分を国が交付補填する
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,057	0	2,057	-	マイナンバーと健康保険証一体化に向けたシステム改修等事業
4款 県支出金	6,438,057	6,515,522	△ 77,465	98.8%	
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,227,950	6,308,262	△ 80,312	98.7%	2款保険給付費(出産育児一時金・葬祭費を除く)の全額を県が交付
保険給付費等交付金(特別交付金)	210,106	207,259	2,847	101.4%	
・保険者努力支援分	47,573	41,587	5,986	114.4%	保険者努力支援制度(保険者へのインセンティブ制度)による交付金
・特別調整交付金分	107,073	110,917	△ 3,844	96.5%	県を通して交付される国からの特別調整交付金
・県繰入金	24,560	23,629	931	103.9%	保険者努力支援制度の評価項目に対する経費を支援
・特定健康診査等負担金	30,900	31,126	△ 226	99.3%	特定健診費用の一部負担金の2/3(国1/3・県1/3)
財政安定化基金交付金	1	1	0	100.0%	災害等特別な事情により収収不足が生じた場合1/2を県が交付
5款 財産収入	2,782	2,456	326	113.3%	国保財政調整基金利子
6款 繰入金	831,919	848,804	△ 16,885	98.0%	
一般会計繰入金①～⑦の計	831,919	848,804	△ 16,885	98.0%	①から⑦が法定繰入分
①保険基盤安定	347,415	373,930	△ 26,515	92.9%	保険税軽減相当額分+保険者支援分
②職員給与費等	146,513	147,599	△ 1,086	99.3%	国保係、税務課納税係の人件費及び事務費他
③出産育児金等	8,333	8,458	△ 125	98.5%	出産育児一時金の2/3相当額
④財政安定化支援	130,890	129,990	900	100.7%	一般会計への地方交付税算入のうち国保相当分
⑤直診勘定分	197,124	187,701	9,423	105.0%	診療所の直診勘定会計への繰入金
⑥未就学児均等割保険税	1,188	1,126	62	105.5%	未就学児の均等割5割軽減相当額
⑦産前産後保険税	456	0	456	-	産前産後期間(原則4か月間)金等割と所得割軽減相当額
基金繰入金	0	0	0	-	国民健康保険財政調整基金の取り崩しによる繰入金
7款 繰越金	1	1	0	100.0%	
8款 諸収入	36,508	51,018	△ 14,510	71.6%	
延滞金加算金等	29,053	23,053	6,000	126.0%	保険税延滞金他
雑入	7,455	27,965	△ 20,510	26.7%	第三者行為納付金、雇用保険料
合計	8,477,345	8,594,025	△ 116,680	98.6%	

歳入の主な概略

1款 国民健康保険税

国民健康保険税は、税率を据え置いて算定した結果、前年度に対して1,020万3千円減(0.9%減)の11億6,601万9千円を計上しました。

2款 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、国民健康保険加入者証明手数料であります。

3款 国庫支出金

国庫支出金の災害臨時特例補助金は、東日本大震災等で被災した方の保険税減免分及び一部負担金分を国が補填してくれるものです。

4款 県支出金

普通交付金は、歳出2款の保険給付に係る費用のうち、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く費用を全額県が交付します。前年度に対して8,031万2千円減(1.3%減)の62億2,795万円を計上しました。

特別交付金は、保険者のインセンティブによる保険者努力支援分や市町村の個別の事情により交付される特別調整交付金、特定健康診査に係る費用を国・県が1/3ずつ交付する特定健康診査等負担金があります。前年度に対して284万7千円増(1.4%増)の2億1,010万6千円を計上しました。

5款 財産収入

財産収入は、基金の運用利子収入分であります。

6款 繰入金

繰入金は、前年度に対して1,688万5千円減(2.0%減)の8億3,191万9千円を計上しました。被保険者数の減少に伴う各項目の予算が縮小していることが減額の主要因となります。

7款 繰越金

繰越金は、令和5(2023)年度決算の余剰金となります。

8款 諸収入

諸収入は、国民健康保険税の延滞金や第三者行為納付金であります。

令和6年度（2024年度）国民健康保険事業特別会計（事業勘定）当初予算（案）

令和6（2024）年2月7日

歳出

（単位：千円）

科目	令和6年度 (2024年度) 当初予算額	令和5年度（2023年度） 当初予算額との比較			備考
		当初予算額	増減額	対比	
1款 総務費	149,514	148,437	1,077	100.7%	国保係、税務課納税係人件費他事務経費
2款 保険給付費	6,248,616	6,329,643	△ 81,027	98.7%	
【一般被保険者分】	-	6,296,180	-	-	
・療養給付費	5,316,757	5,416,757	△ 100,000	98.2%	入院、外来、歯科、調剤費用額の保険者負担分
・療養費	23,012	23,012	0	100.0%	治療用装具、柔整、鍼灸他費用額の保険者負担分
・高額療養費	866,022	856,022	10,000	101.2%	高額医療費の保険者負担分
・高額介護合算療養費	480	379	101	126.6%	高額医療と高額介護の合算額が一定額を超えた場合に支給
・移送費	10	10	0	100.0%	患者移送費用
【退職被保険者等分】	-	362	-	-	
【・療養給付費】	-	90	-	-	
【・療養費】	-	40	-	-	令和5年度をもって退職者医療制度が廃止となり一般被保険者と退職被保険者の区別がなくなった。 【】カッコにおいて令和6年度以降は要求しない。
【・高額療養費】	-	230	-	-	
【・高額介護合算療養費】	-	1	-	-	
【・移送費】	-	1	-	-	
・出産育児一時金	12,506	12,506	0	100.0%	
・葬祭費	8,000	8,000	0	100.0%	
・審査支払手数料	21,669	11,720	9,949	184.9%	連合会へ支払うレセプト審査手数料等
・傷病手当金	160	875	△ 715	18.3%	コロナに感染した被保険者等に係る傷病手当金
3款 国民健康保険事業費納付金	1,732,132	1,736,983	△ 4,851	99.7%	県へ納付する当市に課せられた納付金
・医療給付費分	1,152,986	1,154,251	△ 1,265	99.9%	現年分 1,152,183 過年度分 803
・後期高齢者支援金分	442,681	463,681	△ 21,000	95.5%	現年分 442,403 過年度分 278
・介護納付金分	136,465	119,051	17,414	114.6%	現年分 136,465
4款 保健事業費	103,149	122,167	△ 19,018	84.4%	総合健診、特定健診のほか健康教室など
5款 基金積立金	2,782	22,456	△ 19,674	12.4%	国保財政調整基金の積立（利子含む）
6款 諸支出金	231,152	224,339	6,813	103.0%	
償還金及び還付加算金	9,101	9,301	△ 200	97.8%	保険税還付金他
直診勘定繰出金	222,051	215,038	7,013	103.3%	野田、北条、高柳、高柳歯科診療所直診勘定会計への繰出金
7款 予備費	10,000	10,000	0	100.0%	
合計	8,477,345	8,594,025	△ 116,680	98.6%	

歳出の主な概略

1款 総務費

国民健康保険事業を運営するために必要な一般事務費（職員人件費、国保連合会負担金、国保運営協議会費）であり、前年度に対して107万7千円増（0.7%増）の1億4,951万4千円を計上しました。

2款 保険給付費

入院、外来、歯科、調剤費用額、コルセット等の装置、高額医療費など保険者が負担するものであり、前年度に対して8,102万7千円減（1.3%減）の62億4,861万6千円を計上しました。

3款 国民健康保険事業費納付金

前年度に対して485万1千円減（0.3%減）の17億3,213万2千円を計上しました。

4款 保健事業費

特定健康診査、特定保健指導及び総合健診などに係る費用であり、前年度に対して1,901万8千円減（15.6%減）を計上しました。

5款 基金積立金

国民健康保険の事業に要する費用に不足が生じた場合等の費用に充てるための基金であり、基金利子分278万2千円を計上しました。

6款 諸支出金

国民健康保険税を還付するための費用や直営診療施設勘定への繰り出すための費用であり、前年度に対して681万3千円増（3.0%増）の2億3,115万2千円を計上しました。

7款 予備費

昨年同様に1,000万円を計上しました。

国民健康保険財政調整基金残高（単位：千円）

平成30（2018）年度末	1,116,274
令和元（2019）年度末	1,215,243
令和2（2020）年度末	1,294,063
令和3（2021）年度末	1,294,830
令和4（2022）年度末	1,444,701

令和6(2024)年度国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)

当初予算(案)説明書

中山間地域に位置する野田診療所、北条診療所、高柳診療所、高柳歯科診療所の4つの国保診療所において、地域住民に対して安全・安心な医療を提供します。

令和5(2023)年度は、新型コロナウイルスの位置づけが「5類」に移行したものの、特例臨時接種期間が1年延長されたため、引き続きワクチン接種を実施したほか地域住民の健康を守るべく対処することが出来ました。令和6(2024)年度も、引き続き適切な医療の提供に努めて参ります。

- 1 北条診療所の診療体制を変更し、引き続き医療を提供します。

北条診療所の医師が、柏崎市を退職して令和6(2024)年5月から市内扇町にて診療所を開業することとなりました。退職後も非常勤嘱託医として、引き続き北条診療所で診療いただけることとなりますが、対面診療時間については、月曜・水曜・金曜の午後(14:00~15:30)及び火曜の午前(9:00~11:30)と減少しますが、新潟県の支援をいただきオンライン診療を活用するなど、今まで以上に効率的な診療を行い、患者の利便性を損ねることなく診療を実施してまいります。

【支援内容】

(1) へき地におけるオンライン診療モデル事業

対象経費	金額	経費上限額	補助割合	補助額
遠隔聴診システム利用料	99千円	147千円	1/2	73千円
スマートフォン利用料	120千円			

(2) へき地における遠隔医療事務モデル実証事業

対象経費	金額	経費上限額	補助割合	補助額
遠隔医療事務業務委託料	297千円	3,530千円	1/2	252千円
電子カルテシステム利用料	207千円			

- 2 各診療所において、古い医療機器を順次更新しており、令和6年(2024)年度は高柳歯科診療所に手術灯の購入を計画しています。
- 3 地域の人口減少が著しく、また高齢者の割合も高い地域にある診療所であることから、外来だけでなく、訪問診療等の実施や地域包括支援センターなどの団体と連携しながら、地域の高齢者支援、地域住民の健康づくりを推進します。

柏崎市国民健康保険

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）

第4期特定健康診査等実施計画（案）の策定について

別冊：概要版のとおり（未定稿）

：実施計画のとおり（未定稿）